統計番号 Statistical code 番号 H.S. code		品名 Description	関税率 Tariff rate 基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA) シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	単位 Unit I	II
02.01		牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																
0201.10	000	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	38.5%	(50%)		無税											KG
0201.20	000	その他の骨付き肉	(50%)	38.5%	(50%)		無税		4分体のもの以外のもので、附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 34.6%									KG
0201.30		骨付きでない肉	(50%)	38.5%	(50%)		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 30.8%									
	010	ー ロインのもの																KG
	020	ー かた、うで及びもものもの																KG
	030	ー ばらのもの																KG
	090	ー その他のもの																KG
02.02		牛の肉（冷凍したものに限る。）																
0202.10	000	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	38.5%	(50%)		無税											KG
0202.20	000	その他の骨付き肉	(50%)	38.5%	(50%)		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 30.8%		附属書1第2部第1節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 34.6%							KG
0202.30		骨付きでない肉	(50%)	38.5%	(50%)		無税				附属書1第2部第1節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 34.6%							
	010	ー ロインのもの							附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 30.8%									KG
	020	ー かた、うで及びもものもの							附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 30.8%									KG
	030	ー ばらのもの							附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 30.8%									KG
	090	ー その他のもの							附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 34.6%									KG
02.03		豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																
		生鮮のもの及び冷蔵したもの																
0203.11		枝肉及び半丸枝肉																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの	(5%)				無税											
	020	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第2項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		361円/kg	(361円/kg)													KG
	030	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔3〕に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		1キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(361円/kg)													KG
	040	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		4.3%	(4.3%)													KG
0203.12		骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの	(5%)				無税		※1									
	023	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第3項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの		482円/kg	(482円/kg)													KG
	021	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔3〕に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの		1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(482円/kg)													KG

統計番号 Statistical code 番号 H.S. code		品名 Description	関税率 Tariff rate 基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA) シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	単位 Unit I	II
	022	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		4.3%	(4.3%)													KG
0203.19		その他のもの																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの	(5%)				無税		※1		※3							
	023	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		482円/kg	(482円/kg)													KG
	021	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(482円/kg)													KG
	022	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		4.3%	(4.3%)													KG
		冷凍したもの																
0203.21		枝肉及び半丸枝肉																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの	(5%)				無税											
	020	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		361円/kg	(361円/kg)													KG
	030	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(361円/kg)													KG
	040	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		4.3%	(4.3%)													KG
0203.22		骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの	(5%)				無税		※1		※3							
	023	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		482円/kg	(482円/kg)													KG
	021	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(482円/kg)													KG
	022	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		4.3%	(4.3%)													KG
0203.29		その他のもの																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの	(5%)				無税		※1		※3							
	023	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		482円/kg	(482円/kg)													KG
	021	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(482円/kg)													KG
	022	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		4.3%	(4.3%)													KG
02.04		羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
0204.10	000	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税		(無税)													KG
		その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																
0204.21	000	枝肉及び半丸枝肉	無税		(無税)													KG
0204.22	000	その他の骨付き肉	無税		(無税)													KG
0204.23	000	骨付きでない肉	無税		(無税)													KG
0204.30	000	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	無税		(無税)													KG
		その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）																
0204.41	000	枝肉及び半丸枝肉	無税		(無税)													KG
0204.42	000	その他の骨付き肉	無税		(無税)													KG
0204.43	000	骨付きでない肉	無税		(無税)													KG
0204.50	000	やぎの肉	無税		(無税)													KG
02.05																		
0205.00	000	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
02.06		食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																
0206.10		牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																
	020	1 ほほ肉及び頭肉	50%		(50%)		無税								50%			KG
		2 その他のもの																
		(1)臓器及び舌	15%		12.8%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 7.6%						12.8%			
	011	ー 舌																KG
	019	ー その他のもの																KG
	090	(2)その他のもの	25%		21.3%		無税								21.3%			KG
		牛のもの（冷凍したものに限る。）																
0206.21	000	舌	15%		12.8%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 7.6%		附属書1第2部第1節注釈3に定める関税割当数量以内のもの 11.5%				12.8%			KG
0206.22	000	肝臓	15%		12.8%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 11.5%		附属書1第2部第1節注釈3に定める関税割当数量以内のもの 11.5%				12.8%			KG
0206.29		その他のもの																

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA)									単位 Unit	
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
	020	1 ほほ肉及び頭肉	50%		(50%)		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 30.0%						50%			KG
		2 その他のもの																
	010	(1)臓器	15%		12.8%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 7.6%		附属書1第2部第1節注釈3に定める関税割当数量以内のもの 11.5%				12.8%			KG
	090	(2)その他のもの	25%		21.3%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 19.1%		附属書1第2部第1節注釈3に定める関税割当数量以内のもの 19.1%				21.3%			KG
0206.30		豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの																
	091	(1)臓器	10%		8.5%	4.3%	無税								8.5%			KG
		(2)その他のもの	(5%)				無税											
	093	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		482円/kg	(482円/kg)													KG
	092	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(482円/kg)													KG
	099	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		4.3%	(4.3%)													KG
		豚のもの（冷凍したものに限る。）																
0206.41		肝臓																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
	090	2 その他のもの	10%		8.5%	4.3%	無税								8.5%			KG
0206.49		その他のもの																
	010	1 いのししのもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの																
	091	(1)臓器	10%		8.5%	4.3%	無税		4.3%						8.5%			KG
		(2)その他のもの	(5%)				無税		※1		※3							
	093	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		482円/kg	(482円/kg)													KG
	092	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(482円/kg)													KG
	099	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		4.3%	(4.3%)													KG
0206.80	000	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
0206.90	000	その他のもの（冷凍したものに限る。）	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																
		鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの																
0207.11	000	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	14%		11.9%		無税		附属書1第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 10.7%						11.9%	附属書1第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 8.5%		KG
0207.12	000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	14%		11.9%		無税		附属書1第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 10.7%			10.8%			11.9%	附属書1第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 8.5%		KG
0207.13		分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																
	100	1 骨付きのもも	20%		8.5%		無税		附属書1第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 7.6%						8.5%			KG
	200	2 その他のもの	12%		11.9%		無税		附属書1第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 10.7%			10.8%			11.9%	附属書1第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 8.5%		KG
0207.14		分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）																
	100	1 肝臓	10%		3%	無税		無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
		2 その他のもの																
	210	(1)骨付きのもも	20%		8.5%		無税		附属書1第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 6.8%						8.5%			KG

統計番号 Statistical code 番号 H.S. code		品名 Description	関税率 Tariff rate 基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA) シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	単位 Unit I	II
	220	(2)その他のもの	12%		11.9%		無税		附属書1第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 8.5%		附属書1第2部第1節注釈5に定める関税割当数量以内のもの 10.7%	10.8%			11.9%	附属書1第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 8.5%		KG
		七面鳥のもの																
0207.24	000	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	5%		3%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
0207.25	000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	5%		3%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
0207.26	000	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	5%		3%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
0207.27		分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）			3%			無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
	100	1 肝臓	10%			無税												KG
	200	2 その他のもの	5%			無税			無税									KG
		あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの																
0207.32		分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			9.6%											無税		
	100	1 あひるのもの	10%				無税	7.2%		6.0%	7.2%	7.2%	8.4%	8.4%	8.4%			KG
	200	2 その他のもの	12.5%			4.8%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税			KG
0207.33		分割してないもの（冷凍したものに限る。）			9.6%			無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
	100	1 あひるのもの	10%			4.8%	無税											KG
	200	2 その他のもの	12.5%			4.8%	無税											KG
0207.34	000	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	5%		3%	無税		無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
0207.35		その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			9.6%													
	100	1 あひるのもの	10%				無税	7.2%		6.0%	7.2%	7.2%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%		KG
	200	2 その他のもの	12.5%			4.8%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
0207.36		その他のもの（冷凍したものに限る。）						無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
	100	1 肝臓	10%		3%	無税												KG
		2 その他のもの			9.6%													
	210	(1)あひるのもの	10%			4.8%	無税											KG
	220	(2)その他のもの	12.5%			4.8%	無税											KG
02.08		その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
0208.10	000	うさぎのもの	無税		（無税）													KG
0208.30	000	霊長類のもの	無税		（無税）													KG
0208.40		くじら目のもの及び海牛目のもの	無税															
	011	ー くじらのもの			（無税）													KG
	019	ー その他のもの			（無税）													KG
0208.50	000	爬虫類のもの	無税		（無税）													KG
0208.90		その他のもの	無税															
	010	ー かえるの脚			（無税）													KG
	090	ー その他のもの			（無税）													KG
02.09																		
0209.00	000	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	10%		6%	3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
02.10		肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール																
		豚の肉																
0210.11		骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付	(10%)				無税		※2									
	010	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第4項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔2〕に定める率（例えば、9.8%の場合は0.098）に0.6を加えた数で除し、これに1.5を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	（1,035円/kg）													KG
	020	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	（8.5%）													KG
0210.12		ばら肉及びこれを分割したもの	(10%)				無税		※2									
	010	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	（1,035円/kg）													KG
	020	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	（8.5%）													KG
0210.19		その他のもの	(10%)				無税		※2									
	010	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	（1,035円/kg）													KG
	020	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	（8.5%）													KG
0210.20	000	牛の肉	190円/kg		161.50円/kg		無税											KG
		その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）																
0210.91	000	霊長類のもの	7%		4.2%		無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
0210.92	000	くじら目のもの及び海牛目のもの	7%		4.2%		無税	2.8%		2.1%	2.8%	3.2%	3.5%	3.5%	3.7%	3.5%		KG
0210.93	000	爬虫類のもの	7%		4.2%		無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
0210.99		その他のもの																
		1 豚のもの	(10%)				無税											
	011	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	（1,035円/kg）													KG
	019	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	（8.5%）													KG

第1部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品
第2類　肉及び食用のくず肉

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA)									単位 Unit	
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
	020	2 牛のもの	190円/kg		161.50円/kg		無税											KG
	090	3 その他のもの	7%		4.2%		無税		無税						4.2%			KG

※1 附属書1第2節注釈2に定める関税割当数量以内のもの（次の税率）
- 課税価格が53.53円/kg以下のもの　482円/kg
- 課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円/kgを1.022で除して得た額以下のもの　535.53円/kgと課税価格との差額
- 課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるもの　2.2%

※2 附属書1第2節注釈2に定める関税割当数量以内のもの（次の税率）
- 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの　577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額
- 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるもの　4.3%

※3 附属書1第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの（次の税率）
- 課税価格が53.53円/kg以下のもの　482円/kg
- 課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円/kgを1.022で除して得た額以下のもの　535.53円/kgと課税価格との差額
- 課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるもの　2.2%